

【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて（第11報）】

Q 1	電話でのモニタリングのみでは不可となっているが、訪問を働きかけても、本人・家族が訪問を拒否する場合も同様か？
A 1	<p>新型コロナウイルス感染予防のために介護サービス利用を控えられた場合、通常のモニタリングのみでは、居宅介護支援費の対象とはなりません。ただし、ケアマネジャーが複数回の訪問等を行い、心身の悪化防止のための情報提供やその取組みの確認を行った場合は居宅介護支援費の請求対象と考えます。本人や家族が訪問を拒否された場合であっても、上記のような対応を電話でされた場合も請求対象と考えます。</p> <p>いずれにしても、プランや経過記録等に記録をお願いします。</p>
Q 2	国保連の請求について、サービス利用の実績は無いので突合のあり方はどうなるのか？
A 2	<p>サービスの利用実績がない場合の請求は、次のとおり。</p> <p>①給付管理票に当初予定されていたサービス内容及び単位数を記載する。  ※実績が無かったことを理由に単位数を「0単位」とした場合は、エラーとなる。  ※サービス事業所が、実際にサービスを提供していないにも関わらず、誤って請求した場合は、正当となる。</p> <p>②「居宅介護（介護予防）支援介護給付費明細書」または「介護予防・日常生活支援総合事業費明細書」を通常通り作成する。</p>
Q 3	総合事業において、事業所がコロナ感染防止のため休止した場合、日割りでサービス費を請求すると聞いている。国が勧める対策をとった結果休止となった場合も日割り計算となるか？
A 3	<p>当市の介護サービス事業所は、国の休業要請の対象とはなっておらず、感染防止対策をとり支援していただいているものと考えています。そのため、事業所が感染防止のために事業を休止された場合は、事業所の判断・配慮によるものと考え、日割り計算としています。</p> <p>ただし、事業所は開設しているが、利用者が1ヵ月間のうち数回を感染防止のため利用中止された場合は、包括報酬として請求できるものとしています。</p>
Q 4	本人や家族に対する説明できる文書を作成してほしい。
A 4	居宅介護支援事業所が利用者へ説明するための参考文を別添のとおり作成しました。適宜修正し活用されてください。

【新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等臨時的な取扱いについて（第12報）】

Q 1	<p>デイ利用の場合、利用者は3，4時間利用だが、2区分上の単位を請求可能とある。その場合は、利用者の自己負担も増加する。また、区分支給限度額ギリギリの場合、限度額を超えた分が全額自己負担もあり得る。利用者に対して不利益になると考えるが、どのように考えるか？</p>
A 1	<p>この通知は、臨時的な取扱いであり、すべての利用者に対して通知にあるような請求を行うものではありません。事前に利用者及びその家族へ説明し、同意を得た場合に請求できるものです。</p> <p>利用者は、様々な家族環境、生活環境で生活されていますので、この取扱いにより、生活困窮となることのないよう、配慮のうえ取扱いをお願いします。</p>
Q 2	<p>サービス担当者会議は必要か？</p>
A 2	<p>サービス担当者会議は不要と考える。</p> <p>ただし、利用者やその家族が不安に思う場合などは、必要に応じて介護サービス提供事業所（通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション）の職員と居宅介護支援専門員が同席のうえ説明を行うことが望ましい。</p>
Q 3	<p>同意は書面（署名捺印）による確認を行う必要はあるか。必要がある場合は、指定の様式があるか。</p>
A 3	<p>国の通知によると、「必ずしも書面（署名捺印）による同意確認の必要は保険者の判断により柔軟に取り扱われたい」と書かれている。</p> <p>これにより、本市における本人及びその家族の同意確認については、介護サービス提供事業所が、書面（署名捺印）にて同意を得ることとします。</p> <p>また、介護サービス提供事業所は同意を得た後に、居宅介護支援専門員と連携し、国保連への請求等の対応をお願いします。</p> <p>なお、同意書の様式は特にございませんが、次の項目を満たしたものが望ましいと考えます。</p> <p>説明者の事業所名、説明者氏名、説明内容、同意日、利用者氏名、同意者氏名</p> <p>※介護サービス提供事業所が同意確認を書面で行うことについては、利用者やその家族と当請求についてのトラブルを未然に防ぐための対応と考えます。なお、同意書の内容については、各事業所で検討のうえ作成してください。</p>